

## 広島県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和八年一月八日

広島県知事 横田美香

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
福山市内海町字小箱ハ三〇〇の五二
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅